特定非営利活動法人川崎市重度身体障害者の会における 従業者行動指針

1. 個人の尊重

- (1) 利用者の「思い」「幸せ」を大切にすること
- (2) 利用者の個性を尊重し、それぞれのニーズに合う支援に努めること
- (3) 利用者の長所、可能性等を大切にすること
- (4) 利用者との信頼関係を大切にすること
- (5) 利用者に対し、高圧的、否定的言動や、無視、無関心的な行動等をとらないこと
- (6) 利用者の名前の呼び方は、敬称を基本とすること

2. 自己決定の尊重

- (1) 利用者の意思を確認しながら支援を行うこと
- (2) 社会的規範に沿わない利用者の自己決定については、その意思を確認し、慎重に対処すること
- (3) 利用者一人ひとりの生活歴及び特性をよく知り、これまでの生活習慣を尊重し、介護が本人の希望に沿って適切に行われるよう努めること

3. 虐待・差別等の禁止

- (1)利用者に対し、性別、思想、信条、宗教上の理由による差別的対応は絶対にしないこと
- (2) 利用者に対し、暴力、体罰、拘束、暴言、放置等による虐待は絶対に行わないこと
- (3) 利用者を見下す行為、又は子供扱いするような態度を取らないこと
- (4) 利用者の身体上又は行動上の特徴について、からかったり、真似をしたりしないと

4. プライバシーの保護

(1) 利用者のプライバシーを尊重し、生活支援面において他者の視線にさらされないようにすること

- (2) 利用者又は身元引受人の承諾なしに、本人の写真や名前、作品等を掲示・展示公開したりしないこと
- (3) 郵便物の開封、私物の確認などは、利用者又は身元引受人の承諾なしに行わないこと
- (4) 利用者の個人情報の保護・管理を徹底し、個人情報が流出しないよう、その取り扱いには細心の注意を払うこと
- (5)業務上知り得た利用者に関する情報を第三者に漏らさないこと

5. 誠実なコミュニケーション

- (1) 利用者の立場に立って考え、行動すること
- (2) 利用者への気配り及び状況観察に努めること
- (3) 利用者にできるだけ声を掛け、積極的にコミュニケーションを図ること
- (4) 利用者が声をかけやすい雰囲気作りを心がけること

6. 活力ある職場づくり

- (1) 従業者としてのモラルある対応をすること
- (2) 他職種間との連携・協力に努め、従業者間のチームワークを大切にすること
- (3) 従業者が意見を述べ易い職場環境作りに努めること
- (4) 利用者、家族、来客、従業者間での気持ちよい挨拶を心掛けること

7. 人間性の向上

- (1) 職務の遂行に当たり、常に向上心を持つこと
- (2) 研修等に参加し、幅広い知識や専門性を持つよう努めること
- (3) 状況を的確に判断できる観察力を養うこと
- (4) 利用者から学ぶという謙虚さを持つこと

平成25年9月1日制定

特定非営利活動法人 川崎市重度身体障害者の会

理事長 澤 藤 充 教